

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成30年10月11日(2018.10.11)

【公開番号】特開2017-83760(P2017-83760A)

【公開日】平成29年5月18日(2017.5.18)

【年通号数】公開・登録公報2017-018

【出願番号】特願2015-214375(P2015-214375)

【国際特許分類】

G 02 F 1/1345 (2006.01)

G 02 F 1/1368 (2006.01)

【F I】

G 02 F 1/1345

G 02 F 1/1368

【手続補正書】

【提出日】平成30年8月24日(2018.8.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

走査線と、ドレイン線と、映像信号引き出し線とが形成されたTFT基板を有する表示装置であって、

前記ドレイン線と、映像信号引き出し線との間にセレクタが存在し、

前記走査線は、走査線号を供給する走査回路に接続されており、

前記走査線と前記映像信号引き出し線とが交差していることを特徴とする表示装置。

【請求項2】

前記セレクタと前記走査回路との間にコモン配線が設けられていることを特徴とする請求項1に記載の表示装置。

【請求項3】

前記セレクタは、セレクタTFTを有しており、

前記セレクタTFTのゲートに接続されたセレクタ制御線は、前記ドレイン線と同じ層に形成されていることを特徴とする請求項1又は2に記載の表示装置。

【請求項4】

前記セレクタは、セレクタTFTを有しており、

前記セレクタTFTのゲートに接続された電圧を供給するセレクタ制御線は、前記映像信号引き出し線と、前記セレクタとの間に設けられていることを特徴とする請求項1又は2に記載の表示装置。

【請求項5】

前記セレクタ制御線は、ドレイン線と同じ層に形成されていることを特徴とする請求項1乃至4の何れか1項に記載の表示装置。

【請求項6】

前記表示装置の表示領域は、矩形ではないことを特徴とする請求項1乃至5の何れか1項に記載の表示装置。

【請求項7】

前記コモン配線と前記TFT基板の端部との間には、前記走査回路が設けられていること特徴とする請求項1乃至6の何れか1項に記載の表示装置。

【請求項 8】

前記セレクタ制御線と前記走査線とは、絶縁膜を介して交差し、前記セレクタ制御線と前記映像信号引き出し線とは、前記絶縁膜を介して交差していることを特徴とする請求項 1 乃至 7 の何れかに記載の表示装置。

【請求項 9】

前記映像信号引き出し線はドライバ I C に接続されており、前記ドライバ I C は、前記表示領域の第 1 の辺に沿って形成され、前記走査回路は前記表示領域の前記第 1 の辺と隣接する第 2 の辺と、前記第 2 の辺と対向する第 3 の辺に沿って形成されていることを特徴とする請求項 6 に記載の表示装置。

【請求項 10】

前記表示領域における、前記走査線の延在方向の画素の数は、前記ドレン線の延在方向の画素の数と異なっており、前記ドレン線の延在方向の画素の数が多い列に対応する前記セレクタ TFT のチャンネル幅は、前記ドレン線の延在方向の画素の数が少ない列に対応する前記セレクタ TFT のチャンネル幅よりも大きいことを特徴とする請求項 6 に記載の表示装置。

【請求項 11】

前記表示領域の外形は直線部分と曲線部分の組み合わせからなり、前記直線部分に対応して前記ドライバ I C が配置していることを特徴とする請求項 9 に記載の表示装置。

【請求項 12】

前記表示領域の外形は直線部分と曲線部分の組み合わせからなり、前記直線部分に対応して前記ドライバ I C が配置しており、

前記直線部分に対応する前記セレクタ TFT のチャンネル幅は、前記曲線部分に対応する前記セレクタ TFT のチャンネル幅よりも大きいことを特徴とする請求項 9 に記載の表示装置。